

平成 25 年 3 月 13 日

## 過半数代表者からの意見書

過半数代表者

3 月 13 日に説明のあった職員就業規則等の改正，ならびに労使協定書の改正について，過半数代表者の意見を述べます。

### 1. 職員就業規則等の改正について

1) 休職，勤務時間，休暇等に関する規則・規程の改正については教職員の福祉に資する内容と考えますので同意します。今後も教職員の福祉の向上に留意いただきたいと思います。

2) 非常勤職員の任期，ならびに任期付教員の任期についての労働契約法改正に伴う規則改正については，労働契約法改正の趣旨にもとづき長期的に大学に貢献する人材は常勤雇用とすることが大原則であって，今回の改正が非常勤職員・任期付教員の解雇の増加につながらないように留意いただきたいと思います。

3) 入試手当等の新設については，これまで日常業務との明確な区別なしに教職員に課されていた入試関係業務を日常業務外の特別な業務と位置づけて業務量の増加に見合った手当を支給するもので，必要な改正と考えます。ただし，手当の額については業務内容や負担に見合ったものであるか常に見直すとともに，手当の対象となる特別な業務における教職員の労働環境，労働時間などについてこれまで以上に配慮をお願いします。

### 2. 労使協定書の改正について

1) いずれも学内規則や規定の改正に伴う修正，または現状として行われていることに矛盾のないように協定書を修正するもので，全体として問題がないと考えます。

2) 時間外勤務時間数の上限改正については，緊急時・非常時への対応のため

に必要なものであることは理解しますが、この改正が教職員の実際の労働時間の延長につながらないよう、最大限の配慮をお願いします。また、裁量労働制が適用される教職員の労働時間についても時間短縮に向けた取組を求めます。

以上